

## 財団法人しまね農業振興公社 農村青少年クラブ等活動促進事業実施規程

（目的）

第1条 農村青少年クラブ等活動促進事業（以下「活動促進事業」という。）は、農村青少年及び農村女性により結成された組織（以下「農村組織」という。）が実施する、仲間づくりや研修等の組織活動に対し、経費を助成することにより、農村青少年及び農村女性の資質と経営改善意欲の向上を図ることを目的とする。

（資格）

第2条 活動促進事業費の支給を受けることのできる農村組織は、県段階あるいは地域ブロック段階において結成され、規約を定め積極的に活動している組織であることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する組織を除く。

- 一 主たる構成員の要件が特定の単一の作物若しくは畜種に限られる組織
- 二 同一年度において活動促進事業費の支給を受ける県段階の組織に属する地域的な下部組織

（申請）

第3条 活動促進事業費の支給を受けようとする農村組織の長は、11月末日までに農村青少年クラブ等活動促進事業費申請書（様式第1）により、島根県又は島根県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）を經由して財団法人しまね農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

（決定）

第4条 理事長は、申請書の内容を審査し、活動促進事業費の助成に係る適否を決定し、島根県又は中央会を經由して申請者に通知する。

（実績報告）

第5条 活動促進事業を実施した農村組織の長は、翌年度の4月末日までに農村青少年クラブ等活動促進事業実績報告書（様式第2）により、島根県又は中央会を經由して理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1

農村青少年クラブ等活動促進事業費申請書

年 月 日

財団法人しまね農業振興公社

理事長

様

住 所

組 織 名

代表者職氏名

印

財団法人しまね農業振興公社農村青少年クラブ等活動促進事業実施規程第3条の規定に基づき、  
年度農村青少年クラブ等活動促進事業費の支給を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

記

1. 申請額

円

2. 組織の構成

年 齢 別 構 成		専 兼 別 構 成	
20才未満		専 業	
20才～25才			
26才～30才		兼 業	
31才～			
(1) 課 題			
(2) 目 的 (課題選定の理由)			

(3) 研究の内容			
(4) 研究活動計画			
活 動 項 目	活 動 内 容	時 期	場 所
(5) 指導機関の意見			
指 導 機 関 名			

3. 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
会 費				
公社助成金				
そ の 他				
合 計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
合 計				

4. 活動促進事業費振込希望先

支 払 い 方 法	預 金 種 目		
	口座振替払	口座番号 ふりがな 口座名義	農業協同組合 銀 行

5. 添付書類

組織の規約

様式第2

農村青少年クラブ等活動促進事業実績報告書

年 月 日

財団法人しまね農業振興公社

理事長

様

住 所

組 織 名

代表者職氏名

印

財団法人しまね農業振興公社農村青少年クラブ等活動促進事業実施規程第5条の規定に基づき、  
年度農村青少年クラブ等活動促進事業を終了したので下記のとおり報告します。

記

1. 申請額

円

2. 実績

(1) 課 題			
(2) 目 的 (課題選定の理由)			
(3) 研究の内容			
(4) 研究活動実績			
活 動 項 目	活 動 内 容	時 期	場 所

(5) グループ研究 の成果	
(6) 指導機関の意見	
指 導 機 関 名	

3. 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額	前年度決算額	比較増減 (△)	備 考
会 費				
公社助成金				
そ の 他				
合 計				

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	前年度決算額	比較増減 (△)	備 考
合 計				